

海上交通安全法 100問100答

海上保安庁警備救難部航行安全課 監修



成山堂

海上交通安全法 100問100答

海上保安庁警備救難部航行女王課 監修

株式会社
成山堂書店

海上交通安全法100問100答

定価はカバーに表示してあります。

昭和57年4月15日 初版印刷

©1982

昭和57年4月18日 初版発行

監修者

海上保安庁警備救難部
航行安全課

編著者

海上安全法令研究会

発行者

株式会社 成山堂書店
代表者 小川 寛

印刷者

亜細亜印刷株式会社

発行所 株式会社 成山堂書店

東京都新宿区南元町4番地51
(郵便番号160) 成山堂ビル
電話 03(357)5861(代)
振替口座 東京 7-78174番

Printed in Japan

3056-132201-3819

監 修 の 辞

ふくそう海域における船舶交通の安全を図ることを目的とした海上交通安全法は、昭和48年7月に施行され、はや8年余が経過し、海上における船舶交通の基本ルールの一つとして関係者の間に定着した感がある。

しかしながら、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における海難は、同法施行後、減少の傾向にあるものの日本沿岸の全海域の要救助海難に占める割合は依然として大きい現況にある。海上交通の安全を確保するためには、海上交通環境の整備等他の施策とともに、海上交通ルールの確実な励行が必要である。海上交通ルールは、関係者すべてがルールを正しく理解し、確実に遵守してはじめて成り立つものであり、海上交通安全法の周知徹底がより一層必要であると考えられるところである。

このようなことから、このたび、海上交通安全法の内容について、基本的事項を問答形式でわかりやすくとりまとめ、かつ、実務にも役立つような本書が刊行の運びとなったことはまことに有意義なことである。

本書により、一人でも多くの関係者が、海上交通安全法の本質と内容の理解を深められ、海難の防止に努力されることを切に希望するものである。

最後に、本書の監修及び執筆に当たられた加藤書久、桑原薫、神原敏夫、亀井豊、佐藤清志、黒川暁博、池田俊郎、今泉直弥、樋口由幸の諸氏及び本書の企画出版に携わられた方々の御労苦に敬意を表するものである。

昭和57年3月

海上保安庁警備救難部

航行安全課長 鈴木 正 明

凡 例

- 海交法……………海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- 令……………海上交通安全法施行令（昭和48年政令第5号）
- 規 則……………海上交通安全法施行規則（昭和48年運輸省令第9号）
- 予防法……………海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）

目 次

第1編 総 論

- 1 海交法制定の必要性…………… 3
- 2 海交法の概要…………… 4

第2編 各 論

第1章 総 則…………… 11

第1条（目的及び適用海域）関係…………… 11

- 3 目的及び同じような目的を有する他の法令…………… 11
- 4 適用海域…………… 12

第2条（定義）関係…………… 15

- 5 航路の名称、幅員及び他の法令に基づく航路…………… 15
- 6 「巨大船」及び「巨大船等」の定義…………… 22
- 7 「漁ろう船等」の定義…………… 23
- 8 「船舶」、「長さ」及び「汽笛」の定義…………… 25

第2章 交通方法…………… 27

第1節 航路における一般的航法…………… 27

- 9 海交法、港則法に基づく航路における一般的航法の比較…………… 27

第3条（避航等）関係…………… 29

- 10 立法趣旨…………… 29
- 11 「航路をこれに沿って航行している船舶」、「航路をこれに沿わないで航行している船舶」の定義…………… 30
- 12 「航行」、「停留」の定義及び港則法、予防法との比較…………… 32
- 13 巨大船と他の船舶との避航関係…………… 33
- 14 海交法と予防法との関係及び具体的事例における避航義務…………… 34

第4条（航路航行義務）関係…………… 38

2 目 次

15	立法趣旨	38
16	航路を航行しなければならない船舶及びその航路(又は区間)	39
17	航路航行義務の免除	43
第5条	(速力の制限) 関係	44
18	立法趣旨	44
19	速力制限の区間及び速力	44
20	適用除外される場合	46
第6条	(追越しの場合の信号) 関係	46
21	立法趣旨	46
22	信号の方法及び予防法の規定との相違点	47
第7条	(行先の表示) 関係	49
23	立法趣旨	49
24	信号の表示の原則及び原則と異なった信号方法を行う場所	49
第8条	(航路の横断の方法) 関係	51
25	立法趣旨	51
26	航路横断の方法、第5条(速力の制限)との関係及び航路交差部における関係	52
第9条	(航路への出入又は航路の横断の制限) 関係	53
27	立法趣旨	53
28	航路への出入又は航路の横断禁止区間	53
第10条	(びょう泊の禁止) 関係	56
29	立法趣旨	56
30	適用除外される場合	57
31	同じようにびょう泊を禁止している他の法令及びその規定の概要	57
第2節	航路ごとの航法	58
32	通航方法による航路の分類及び通航方法の概要	58
33	航路交差部等における避航関係	60
34	巨大船に関する航法規定	63
35	管制信号	64
36	潮流信号	65
37	特別危険物積載船が水島から横浜まで航海する場合の航行する航路及び航路通報、指示	68
第11条、第12条	(浦賀水道航路及び中ノ瀬航路) 関係	69
38	通航方法	69
39	立法趣旨	74

40	浦賀水道航路から中ノ瀬航路へ入航しようとする巨大船に関する の具体的事例における避航関係	75
第13条, 第14条	(伊良湖水道航路) 関係	76
41	通航方法	76
42	巨大船と巨大船以外の船舶との避航関係	78
43	「航路外待機」の指示される時機及び船舶	79
44	「航路外待機」の意味及び信号	79
第15条	(明石海峡航路) 関係	84
45	通航方法	84
第16条, 第17条	(備讃瀬戸東航路, 宇高東航路及び宇高西航路) 関係	85
46	通航方法	85
47	航路交差部における航法	86
48	航路交差部における巨大船とその他の船舶との避航関係	87
49	航路交差部における具体的事例における避航関係	88
第18条, 第19条	(備讃瀬戸北航路, 備讃瀬戸南航路及び水島航路) 関係	92
50	備讃瀬戸北航路及び備讃瀬戸南航路における通航方法	92
51	水島航路における巨大船と巨大船以外の船舶の航法及び航路外 待機	92
52	管制信号	93
53	水島航路と備讃瀬戸北航路交差部における航法	98
54	交差部, 接続部における変針中の巨大船に対する航法	99
55	備讃瀬戸東・北航路を西航中の船舶の各航路交差部における具 体的避航例	101
56	水島航路と備讃瀬戸北航路交差部における具体的避航例	103
第20条, 第21条	(来島海峡航路) 関係	104
57	通航方法	104
58	潮流信号	106
59	転流時及び小島・波止浜間航行船舶の信号方法	112
60	通航方法と予防法第9条第1項との相異点	113
第3節	特殊な船舶の航路における交通方法の特則	114
第22条	(巨大船等の航行に関する通報) 関係	114
61	立法趣旨	114
62	航路通報を行わなければならない船舶	115
63	危険物及び危険物積載船の範囲	116
64	通報義務者	118
65	航路通報の通報事項, 時期, 手段	118

4 目 次

第23条（巨大船等に対する指示）関係	121
66 立法趣旨	121
67 指示事項及び基準	121
第24条（緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例）関係	127
68 緊急船舶の範囲及び表示すべき燈火・標識	127
69 漁ろう船等の範囲及び表示すべき燈火・標識	128
70 緊急船舶等が適用除外される規定	130
第4節 狭い水道における航法	131
第25条（狭い水道における航法）関係	131
71 立法趣旨	131
72 経路指定された海域及びその航法	132
第5節 危険防止のための交通制限等	134
第26条（危険防止のための交通制限等）関係	134
73 立法趣旨	134
第6節 燈火等	135
第27条（巨大船及び危険物積載船の燈火等）関係	135
74 巨大船の燈火・標識	135
75 危険物積載船の燈火・標識	136
76 巨大船、危険物積載船が燈火等を表示しなければならない状態及び海域	136
77 具体的事例として表示された標識の意味	137
78 具体的事例として表示された燈火の意味	137
第28条（帆船等の燈火）関係	138
79 長さ7メートル未満の船舶等の表示すべき燈火及び予防法との関係	138
第29条（物件えい航船の音響信号等）関係	139
80 視界制限状態における物件えい（押）航時の音響信号	139
81 被押航物件に表示すべき燈火	140
第3章 危険の防止	141
第30条（航路及びその周辺の海域における工事等）関係	141
82 立法趣旨	141
83 許可を受けなければならない行為	144
84 許可申請者及び申請手続	146

85 許可基準及び許可後における許可の効力停止等の処分	148
第31条（海路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）関係	149
86 立法趣旨	149
87 届出をしなければならない行為	150
88 届出義務者及び届出の手続	152
89 届出日から30日以内における措置命令	155
第32条（違反行為者に対する措置命令）関係	156
90 立法趣旨	156
第33条（海難が発生した場合の措置）関係	157
91 海難が発生した場合の船長が講ずる措置	157
92 海交法以外の法令により講じなければならない措置	159
93 船舶の除去等の措置命令	160
第4章 雑 則	162
第34条（航路等の海図への記載）関係	162
94 海図への記載事項	162
第35条（航路等を示す航路標識の設置）関係	164
95 航路標識の表示事項及び設置基準	164
第36条（海上安全船員教育審議会への諮問）関係	172
96 立法趣旨	172
第37条（権限の委任）関係	173
97 海上保安庁長官の権限に関して委任されている者及び事項	173
第38条（運輸省令への委任）関係	174
98 立法趣旨	174
第39条（経過措置）関係	174
99 経過措置が設けられている事項	174
第5章 罰 則	175
第40条～第43条関係	175
100 罰則のある規定及び両罰規定	175

第1編 総論

1 海交法制定の必要性

問 海交法の制定が必要であった理由は何か。

答 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3海域においては、他海域からこれら3海域内の各港へ出入する船舶、これら3海域内の各港間を往来する船舶等により海上交通のふくそうは著しいものがある。ちなみに昭和46年の全国の入港船舶隻数約350万隻のうち、73%にあたる約257万隻がこれら3海域内にある港に入港しており、3海域への船舶の集中の激しさを物語っている。特にこれら3海域のうちでも島しょ等により可航水域が狭められた狭い水道には船舶交通が集中しており、1分ないし2分に1隻の割合で船舶が通航している。(表1-1、表1-2参照)

また、海難についてみると、47年中に海上保安庁の取扱った海難は2,937件、3,531隻であるが、このうち要救助海難(海難のうち救助された海難及び発生当時救助を要すると認められた海難をいう。)だけで2,617件、2,657隻に上っている。特に衝突、乗揚げについては3海域での発生が多く衝突、乗揚げ船舶962隻のうち440隻と全体の46%にあたるものがこれらの海域において発生している。(表1-3参照)

以上のように、47年頃すでに我国の沿岸海域のうちでも3海域は、海上交通のふくそうが著しかったわけであるが、3海域における船舶交通の安全を確保するためには、このようなふくそうした海域に適する交通ルールを定め、これに従って各船舶が秩序正しく航行するようにすることが必要となってきた。

47年当時、海上における交通ルールを定める法制としては、旧海上衝突予防法(昭和28年法律第151号)と港則法(昭和23年法律第174号)とがあった。

旧海上衝突予防法は、船舶の衝突予防に関する世界共通の基本ルールである国際海上衝突予防規則を国内法化したものであり、非常に重要なルールであったが、3海域のような限られた場所に多数の船舶がひしめきあっている海域における交通ルールとしては必ずしも十分でなかった。また、港則法に定める交通ルールは適用範囲が港内に限られており、それ以外の海域では適用されない。

なお、3海域のうち瀬戸内海の主要航路筋については、旧海上衝突予防法第30条の規定に基づく特定水域航行令(昭和28年政令第329号)により特別の交通方法が定められていた。特定水域航行令においては、瀬戸内海におい

4 第1編 総論

て米軍が投下した機雷の掃海作業のすんだ海域に掃海水道を設定し特定水域とするとともに、鋼船は掃海のすんだ水域から外れると触雷の危険があり、また、一般船舶は鋼船で漁船は木船であるということから、特定水域においては漁船が一般船舶を避航することとし、これに加えて特定水域における灯火、信号、航法等について必要な事項を定めていた。しかし、ほとんどの海域で掃海が終了した後は、漁業者から特定水域における漁船の避航の必然性について強い疑問が提起され、事実上特定水域航行令のこの規定は守られていない状態であった。

このため、海上保安庁では、これら3海域での船舶交通の安全を図るため、巡視船艇による船舶の交通整理、航法指導等の行政指導を行ってきた。

しかし、行政指導は、海上交通の安全に重要な役割を果たし、効果があったとは言え、行政指導としての限界があり、遵守状況も必ずしも良好とは言えない状況にあった。特に交通ルールは通航船全部が守って初めて安全が実現するという性質を持つものであり、行政指導に従わない船舶の存在は非常に問題となっていた。

そこで、従来の海上交通法制の不備を補い、船舶の航行の安全を図るために、これらの海域に適用される特別の法制としての海上交通安全法の制定が必要となったものである。

2 海交法の概要

■ 海交法の概要について述べよ。

■ 海交法は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする法律で、次のとおり全部で5章43条からなっている。

第1章 総則（第1条、第2条）

法の目的及び適用海域並びに定義が定められており、ここでは、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3海域が適用海域とされ、これら3海域には11の航路が設定されている。

第2章 交通方法（第3条～第29条）

第2章は、

第1節 航路における一般的航法（第3条～第10条）

表1-1 ルート別1日平均通航船舶隻数(47年8月の3日間観測の平均)

(単位:隻)

船種・総トン数階層別 ルート	汽船(旅客船・カーフェリーを除く)					旅客船・カーフェリー			一般船舶	漁船	合計	1分あたりの隻数
	1,000トン未満	1,000トン以上 10,000トン未満	10,000トン以上		計	1,000トン未満	1,000トン以上	計				
			巨大船以外	巨大船								
浦賀水道ルート	506 (159)	188 (45)	23 (1)	18 (9)	735 (214)	4	22	26	761	14	775	0.54
中ノ瀬ルート	242 (66)	65 (17)	5 (0)	5 (2)	317 (85)	1	9	10	327	6	333	0.23
伊良湖水道ルート	137 (31)	55 (12)	16 (0)	4 (2)	212 (45)		3	3	215	564	779	0.54
明石海峡ルート	1,072 (165)	70 (15)	8 (4)	11 (4)	1,161 (184)	37	79	116	1,277	620	1,897	1.32
備讃瀬戸東ルート	1,041 (149)	83 (17)	6 (1)	6 (1)	1,136 (168)	4	40	44	1,180	95	1,275	0.89
宇高東ルート	11 (1)	1 (0)			12 (1)	107	81	188	200	7	207	0.14
宇高西ルート	8 (1)	2 (0)			10 (1)	107	69	176	186	2	188	0.13
備讃瀬戸北ルート	281 (55)	30 (10)	4 (0)	4 (2)	319 (67)	4	17	21	340	56	396	0.28
備讃瀬戸南ルート	276 (36)	41 (10)	5 (1)		322 (47)	37	20	57	379	27	406	0.28
水島ルート	84 (16)	8 (5)	3 (1)	3 (1)	98 (24)	86	1	87	185	42	227	0.16
来島海峡ルート	436 (101)	64 (13)	3 (0)	1 (0)	504 (114)	246	25	271	775	355	1,130	0.78

- (注) 1 ()内はタンカーの隻数で、再掲である。
 2 航路横断船は含まない。
 3 巨大船とは長さ200メートル以上の船舶をいう。

6 第1編 総 論

表1-2 航路別1日平均通航船舶隻数(54年8月の3日間観測の平均)

(単位:隻)

航路	汽船(旅客船・カーフェリーを除く)		10,000トン以上		計	旅客船・カーフェリー			一般船舶	漁船	合計	1分あたりの隻数
	1,000トン未満	1,000トン以上	巨大船以外	巨大船		計	1,000トン未満	1,000トン以上				
		10,000トン未満										
浦賀水道航路	292 (86)	150 (40)	24 (2)	19 (6)	485 (134)		22	22	507	7	514	0.36
中ノ瀬航路	123 (42)	28 (8)	4 (0)	7 (2)	162 (52)		11	11	173	2	175	0.12
伊良湖水道航路	145 (46)	55 (16)	7 (1)	8 (2)	215 (65)		4	4	219	28	247	0.17
明石海峡航路	495 (101)	62 (14)	7 (1)	8 (2)	572 (118)	6	74	80	652	38	690	0.48
備讃瀬戸東航路	497 (76)	48 (11)	2 (0)	9 (2)	556 (89)	1	38	39	595	12	607	0.42
宇高東航路	4 (0)				4 (0)	111	66	177	181	4	185	0.13
宇高西航路	13 (2)	1 (0)	1	1	16 (2)	119	68	187	203	7	210	0.15
備讃瀬戸北航路	253 (84)	25 (10)	1	1	279 (94)	1	22	23	302	34	336	0.23
備讃瀬戸南航路	257 (77)	32 (8)	1	1	291 (85)	17	20	37	328	18	346	0.24
水島航路	60 (22)	13 (6)		2 (2)	75 (30)	28	1	29	104	20	124	0.09
来島海峡航路	284 (103)	48 (10)	3	1 (1)	336 (114)	69	26	95	431	70	501	0.35

(注) 1 ()内はタンカーの隻数で、再掲である。

2 航路横断船は含まない。

3 巨大船とは長さ200メートル以上の船舶をいう。

表 1-3 海上交通安全法適用海域における海難発生隻数の推移

(要救助+不要救助)

海別 海種 難別 年別	全 国 計			3 海 域						瀬 戸 内 海									
	衝 突	乗 揚 げ	計 他	小 計			東 京 湾		伊 勢 湾		衝 突	乗 揚 げ	計 他						
				衝 突	乗 揚 げ	計 他	衝 突	乗 揚 げ	計 他	衝 突				乗 揚 げ	計 他				
45	1,409 (474)	592 (544)	1,649 (1,628)	790 (254)	266 (248)	590 (589)	1,646 (1,091)	161 (70)	29 (27)	100 (100)	290 (197)	41 (18)	20 (20)	46 (46)	107 (84)	588 (166)	217 (201)	444 (443)	1,249 (810)
46	1,256 (404)	608 (568)	1,640 (1,628)	663 (193)	237 (221)	489 (488)	1,389 (902)	95 (21)	36 (35)	80 (79)	211 (135)	31 (16)	17 (16)	35 (35)	83 (67)	537 (156)	184 (170)	374 (374)	1,095 (700)
47	1,250 (407)	575 (555)	1,706 (1,695)	721 (214)	235 (226)	527 (519)	1,483 (959)	119 (33)	24 (23)	71 (68)	214 (124)	57 (24)	58 (56)	50 (50)	165 (130)	545 (157)	153 (147)	406 (401)	1,104 (705)
48	1,383 (432)	533 (500)	1,683 (1,683)	788 (229)	230 (212)	589 (589)	1,607 (1,030)	120 (37)	26 (26)	100 (100)	246 (163)	29 (9)	4 (4)	49 (49)	82 (62)	639 (183)	200 (182)	440 (440)	1,279 (805)
49	1,284 (373)	518 (496)	1,620 (1,620)	622 (175)	194 (181)	524 (524)	1,340 (880)	98 (30)	23 (23)	87 (87)	208 (140)	7 (2)	12 (12)	54 (54)	73 (68)	517 (143)	159 (146)	383 (383)	1,059 (672)
50	1,157 (355)	475 (453)	1,613 (1,613)	553 (171)	149 (139)	427 (427)	1,129 (737)	106 (43)	20 (20)	76 (76)	202 (139)	22 (8)	7 (7)	31 (31)	46 (46)	425 (120)	122 (112)	320 (320)	867 (552)
51	1,203 (397)	553 (519)	1,749 (1,749)	578 (165)	178 (158)	473 (473)	1,229 (796)	92 (28)	24 (22)	85 (85)	201 (135)	13 (1)	9 (9)	30 (30)	52 (39)	473 (136)	145 (128)	358 (358)	976 (622)
52	1,215 (378)	498 (451)	1,540 (1,540)	532 (150)	168 (136)	420 (420)	1,126 (706)	58 (11)	14 (11)	74 (74)	146 (96)	19 (4)	9 (9)	32 (32)	61 (45)	455 (116)	144 (116)	314 (314)	913 (565)
53	1,163 (370)	438 (409)	1,578 (1,578)	489 (153)	130 (119)	429 (429)	1,048 (701)	56 (12)	9 (9)	73 (73)	139 (94)	34 (11)	5 (5)	30 (30)	69 (46)	399 (130)	115 (105)	326 (326)	840 (561)
54	1,099 (315)	447 (398)	1,432 (1,432)	496 (135)	164 (139)	433 (433)	1,093 (707)	76 (19)	17 (16)	74 (74)	167 (109)	22 (7)	7 (7)	25 (25)	39 (39)	398 (109)	140 (116)	334 (334)	872 (559)

(注) () 内は、要救助船舶で再掲である。